平成 20 年那審第 15 号

モーターボート パチ乗揚事件（簡易）

言 渡 年 月 日　平成 20 年 8 月 6 日
審　　判　　庁　門司地方海難審判庁那覇支部（黒田敏幸）
副 理 事 官　天河　宏
受　　審　　人　A
　職　　名　パチ船長
　操 縦 免 許　小型船舶操縦士
損　　害　船底，ガンネルに擦過傷，船外機が水没
原　　因　気象海象に関する情報収集不十分

裁　決　主　文

本件乗揚は，気象海象に関する情報収集が不十分で，発航を中止しなかったことによって発生したものである。

受審人Aを戒告する。

裁決理由の要旨

（海難の事実）

1　事件発生の年月日時刻及び場所

平成 19 年 10 月 31 日 14 時 25 分
沖縄県瀬長島西方沖
（北緯 26 度 10.1 分　東経 127 度 37.9 分）

2　船舶の要目

船 種 船 名　モーターボート パチ
全　　長　3.20 メートル
機 関 の 種 類　電気点火機関
　出　　力　5 キロワット

3　事実の経過

パチは，平成 19 年 9 月に第 1 回定期検査を受け，航行区域を限定沿海区域とするＦＲＰ製プレジャーモーターボートで，平成 19 年 7 月に一級・特殊小型船舶操縦士及び特定操縦免許を取得したA受審人が乗り組み，同乗者 1 人を乗せ，船首 0.2 メートル船尾 0.5 メートルの喫水をもって，釣りの目的で，平成 19 年 10 月 31 日 12 時 00 分沖縄県豊見城市瀬長の砂浜を発し，瀬長島西方沖の釣場に向かった。

ところでパチは，船体前部，中央部及び後部に浮体を兼ねたシートを設置し，トランサム中央部のエンジン取付け板に船外機を取付けた，定員 3 人の 3 分割組立ボートで，船の長さ（全長×0.9）3 メートル未満のいわゆるミニボートで，収納や輸送が容易な反面，風浪に弱いことから，船体の取扱説明書及び船体貼付用ステッカーに，風波の強い水域での使用は危険であり，使用を中止するよう注意喚起されていた。

沖縄気象台では，前日 30 日 09 時 58 分沖縄本島中南部に波浪注意報を発表していたが，A受審人は，発航に先立ち，少々の風浪があってもどうにか航行できるものと思い，テレビや電

話を利用するなど気象海象に関する情報収集を十分に行わなかったので，このことに気付かず，発航を中止しなかった。

一方，瀬長島周辺海域は，瀬長島の西方沖合1,300メートル付近まで干出さんご礁帯となっており，瀬長の砂浜から沖合に向かう小型船は，干出さんご礁帯が拡延しているため，自船の喫水と潮候を勘案のうえ航行する必要があった。

A受審人は，初めての所有船であるパチを購入して2度目の航海であり，同人と同乗者ともライフジャケットを着用して，瀬長島西方沖の水深20ないし30メートルの海域で適宜移動を繰り返しながら釣りを行ったが，釣果がなかったため，14時05分釣りを取り止めて，瀬長島の西南西1.6海里付近から帰途についた。

14時16分半A受審人は，船尾側のシートに船首方を向いて座り，左手でスロットルレバーを持って操船にあたり，同乗者が船首側のシートに座って，与根港第2防波堤灯台（以下「与根港灯台」という。）から293度（真方位，以下同じ。）1.7海里の地点で，針路を090度に定め，機関を全速力前進にかけて5.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で進行した。

14時20分A受審人は，与根港灯台から298度1.4海里の地点を同じ針路及び速力のまま続航しているとき，左舷後方から高波を受けて，左舷船尾に少量の海水が打ち込んだあと，北北西からの波浪に圧流されて船首が徐々に南方を向くようになって進行した。

パチは，波浪により船体が波乗り状態となって160度方向に5.0ノットの速力のまま圧流され，A受審人が，そのままでは前路の干出さんご礁に乗り揚げることが分かったものの，針路を東に取れば左舷側から波浪の打ち込みを受けるため原針路に戻せないまま続航し，14時25分与根港灯台から284度2,100メートルの地点において，船首が180度を向いたとき，干出さんご礁に乗り揚げた。

当時，天候は曇で風力4の北東風が吹き，北北西から波高約1.0ないし1.5メートルの波浪があり，潮候は下げ潮の初期で，視界は良好であった。

14時30分パチは，A受審人と同乗者が深みに移動させて乗り込んだところ，右舷船尾方から高波を受けて，船内に海水が打ち込み，右舷側から転覆した。

その結果，パチは船底及びガンネルに擦過傷を生じるとともに，船外機が水没し，A受審人が海上保安庁のヘリコプターに，同乗者が付近の漁船にそれぞれ救助された。

（海難の原因）

本件乗揚は，沖縄県豊見城市瀬長の砂浜を釣りの目的で発航しようとする際に，気象海象に関する情報収集が不十分で，波浪注意報が発表されている状況下で発航を中止せず，航行中，北北西からの波浪に圧流されて干出さんご礁に向首進行したことによって発生したものである。

（受審人の所為）

A受審人は，沖縄県豊見城市瀬長の砂浜を釣りの目的で発航しようとする場合，使用船はミニボートで風浪に弱いことから，沖合で操船不能に陥ったりすることのないよう，気象海象に関する情報収集を十分に行うべき注意義務があった。しかるに同人は，少々の風浪があってもどうにか航行できるものと思い，気象海象に関する情報収集を十分に行わなかった職務上の過失により，沖縄本島中南部に波浪注意報が発表されていることに気付かずに，発航を中止せず瀬長島西方沖を航行中，北北西からの波浪に圧流されて，干出さんご礁に向首進行して乗揚を招き，復旧作業中，波浪を受けて転覆し，同船の船底及びガンネルに擦過傷を生じさせ，船外機を水没させるに至った。

以上のＡ受審人の所為に対しては，海難審判法第４条第２項の規定により，同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。